

（介護予防）指定訪問看護事業所 掛田訪問看護ステーション
重 要 事 項 説 明 書

＜ 令和５年１０月１日現在 ＞

１ 事業の目的と運営方針

要支援、要介護状態等にある利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して援助を行います。事業の実施に当っては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携に努めます。

２ 事業所の概要

（１）事業所の名称等

- ①名 称 （介護予防）指定訪問看護事業所 掛田訪問看護ステーション
- ②事業所番号 ０７６２０９００２５
- ③所在地 福島県伊達市霊山町掛田字岡３０番地の９
- ④電話番号 ０２４（５８６）２１６３

サテライト事業所

- ①名 称 掛田訪問看護ステーション サテライトだて
- ②所在地 福島県伊達市中畑３５番地の１
- ③電話番号 ０２４（５８６）２１６３

（２）事業所の職員体制

- ①管理者 飯島 育美
- ②訪問看護師 看護師：２．５名以上 作業療法士：１名以上 理学療法士：１名
- ③職務内容 管理者、訪問看護師による指定訪問看護の提供

（３）サービス営業日及び営業時間

- ①営業日 月曜日～土曜日（祝日、８月１４日～１６日、１２月３１日～１月３日を除く）
- ②営業時間 午前８時３０分～午後５時３０分
＊別途、２４時間（緊急時）連絡体制も承ります。

（４）サービスの実施地域

伊達市、福島市、相馬市、伊達郡、相馬郡

３ サービスの内容と費用

（１）サービスの内容

- ①病状及び障害の観察（体温、脈拍、血圧等）
- ②身体の清潔、洗髪、床ずれの予防、排泄のお世話
- ③リハビリ訓練
- ④看護、介護相談
- ⑤チューブの管理、創部処置

（２）費用

介護報酬告示上の額の負担割合となります。法定代理受理サービスでない時は、利用料金の全額を支払った後に、市町村から九割の払い戻しを受ける償還払いとなります。一割の利用者負担額については、下記利用料金のとおりです。

①利用料金：別紙をご参照下さい。

②キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合、特にキャンセル料は徴収しないものとします。

③利用料等のお支払方法

当月の料金の合計額を翌月中旬頃までに利用者に送付します。利用者又は連帯保証人は、合計額を月末日頃までにお支払い下さい。お支払い方法は、口座引落、現金払いの２通りから選定して下さい。入金確認後、領収書を発行いたします。

４ その他運営についての留意事項

事業所は訪問看護の質的向上を図るための研修を設けます。

５ 秘密保持

従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。又、従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とします。

６ 事故発生時の対応

利用者本人に対する事故または、利用者宅の物品に対する損害に対しては、当法人では全国の介護事業所で広く利用されている保険に加入しています。事故発生の際は、その保険で対応いたします。事故が起これないように、細心の注意を払って介護などの業務に当たりますが、高齢の方は認知症に伴う判断力の低下や、ふらつきなどのために、転倒など思わぬ事故を起こすことがあります。その時は緊急の処置や、必要に応じて病院紹介をするなど最善の対応をします。その時の医療費については、加入している保険で対応することになりますが、保険の範囲外となる医療費については、本人やご家族に負担していただくことがあります。サービスを提供する上で起こりうる危険性・偶発的な事故などについては、十分なご理解をお願いいたします。

７ 理学療法士等による訪問看護

理学療法士等（リハビリ職）による訪問看護を行う場合、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけとなります。そのため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携して作成が必要であり、また訪問看護サービスの利用開始時や利用者様の状態の変化等に合わせ、適切な心身の評価を実施するため、看護職員の定期的な訪問を必要とします。

当事業所におきましては、病状や療養生活について適切な判断に基づいたケアやアドバイスが必要との観点より、看護職員が利用者様の状態に応じて定期に（１～３ヶ月に１回程度）訪問させて頂きます。また、その際に看護師による３０分未満の訪問の位置づけにより、料金が発生することとなります。

８ サービスに関する相談や苦情について

- ・電話番号 ０２４（５８６）２１６３
- ・受付時間 午前８時３０分～午後５時３０分
- ・苦情受付担当者 佐久間 勉
- ・苦情解決責任者 飯島 育美

９ 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、必要に応じて主治医、家族、居宅介護支援事業所へ連絡をいたします。

10 サービス提供記録の開示について

サービス提供記録は、ご要望により開示いたします。

11 虐待防止への対応

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。利用者の人権擁護、虐待防止のため指針を整備し、委員会、研修を定期的を実施します。また、前記が適切に行えるように担当者を置きます。

・担当者：飯島 育美

12 感染症予防及び蔓延防止の取り組み

事業所は感染症予防や蔓延防止のため、指針を整備し、委員会、研修及び訓練を定期的に実施します。

当事業者は、重要事項説明書に基づき、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	福島県伊達市霊山町掛田字岡30番地の9
	事業所	(介護予防) 指定訪問看護事業所 掛田訪問看護ステーション
	管理者	飯島 育美 印

説明者	職 名
-----	-----

氏 名 _____ 印 _____

上記のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

利用者家族（代理人） 住 所

氏 名 _____ 印 _____

-----個人情報利用同意書-----

医療法人 ゆう愛会 殿

(A)

私又は私の家族は、個人情報に関し、サービス計画を作成するために他の事業者等により情報提供を求められた場合は、その関係人に情報を提示することについて以下のとおりいたします。

(B)

私又は私の家族は、個人情報に関し、インターネットホームページや広報誌等において、サービス利用時等の映像を使用することについて以下のとおりといたします。

1. (A)、(B)ともに個人情報の提供に同意します。

2. (A) についてのみ個人情報の提供に同意します。

※該当する番号に○印をつけてください。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

利用者家族（代理人） 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____